

STARTER

会長挨拶 (新任挨拶)

宮本 好彦 (三喜苑在宅介護支援センター)

5年間務められた前会長の清水さんからの指名を受け、平成20年5月末日の総会に於いて承認をいただき就任いたしました。行政各位、サービス事業者連絡協議会はじめ関係各所の皆様には、今年度も引き続きご支援ご鞭撻を頂戴したいと存じます。

私が当協会に入会したのはこの仕事に就くと同時に、介護保険制度施行後半年ほど経った頃でした。介護保険という新しく不安定な社会制度の渦中で、相身互い研鑽し合っている会員皆さん方の職業意識は高く、神々しいとさえ感じたものです。現在も同士の皆さんは変わらず熱い想いを持って業務に邁進しておられることと存じます。

居宅介護支援事業所のケアマネジャー、地域包括支援センターの主任ケアマネジャー、施設のケアマネジャーなど活躍の場面は様々ですし、今なお未成熟な資格です。そんな中、私たちは完成されたマニュアルや細かいルールを求めるようでは、仕事にならないこと周知の通りです。法律下の業務ではあっても、我々には託されている許容範囲があり、それをどれだけ運用できるか、伴って保険者と連動できるか、さらにサービス事業所や地域の要職者の方々と連携できるか、という事が利用者個々に納得頂くためのケアプランに繋がります。利用者が住まうその地域で“できる最良の支援”を創造したいものです。

そのための同士との情報共有・事例の協働・課題の抽出・解決への糸口発見、そういう事に今年も大いに協会を活用し“自己更新”を継続してください。

最後に、今年も労を共にする40名ほどの役員の皆様へ。「役員会」は単なる企画会議や議案討議の場ではなく、市内で行われる業界最強の情報交換の場です! 平日の夜間が多く大変ご足労ではありますが、どうぞご理解とご協力をお願い申し上げます。



Vol.14

2008 年夏号

前会長から会員の皆様へ



広報誌の発行頃には梅雨空も
晴れ、夏の空に変わっているの
でしょうか？

皆様にご報告がございます。
平成20年5月31日通常総会にお
いて、5年間努めさせていただ
きました会長職の任を解かせて
いただきました事をご報告させ
ていただきます。

今思いますと自分が会長とし
て務めさせていただきました5
年間は、3市の合併に伴い政令
指定都市への移行や岩槻市との
合併など、さいたま市として非
常に大きな改革もあり、介護保
険制度の改正と目まぐるしい状
況が重なってきた時期だったと
思いますが、協会としての体制

や基盤を固める事ができた時期
かとも思います。

今後は協会会長として「大宮
ケアマネ倶楽部」からの戦友で
ある 三恵苑在宅介護支援セン
ター 宮本好彦氏へバトンタッ
チさせていただきます。宮本氏
は、「大宮ケアマネ倶楽部」か
らの戦友となり信頼のおける熱
い話のできる方です。会長と
して会員の方への情報の提供や
相談ができる体制を維持しなが
ら、他機関との連携をより強く
実施できると思いますのでよろ
しくお願い致します。また、会
長は話がわかる方です、皆様お
気軽にお声掛けし飲み会に誘っ
てみてください。それと共に、
自分としても今後は微力ながら
顧問兼副会長としてお手伝いさ
せていただきたいと思いますの
で今後ともよろしく願いま
す。

最後に、皆様へこれから冷房
が入り体調を崩し易い時期にな
ると思いますので、体調を崩さ
れないようにお気をつけいただ
きたいと思います。夏に向けて
パワー全開で頑張っていきま
しょう。

さいたま市介護支援専門員協会

「平成20年度 通常総会」

開催日 平成20年5月31日(土)

開催場所 大宮ソニックスシティー 国際会議室

5月31日(土) 大宮ソニックスシティーにて「平
成20年度さいたま市介護支援専門員協会通常総
会」が開催されました。

今年の会員出席者は74名を数え、来賓にさいた
ま市保険福祉局長 盛聖氏をはじめ行政より多数
の方のご出席をいただきました。

また、来賓代表として盛聖氏よりご挨拶をいた
だき、今年度より「後期高齢者医療制度」「特定
健診・特定保健指導」が開始されるなど保健・医療・
福祉を取り巻く環境は大きな変革の時代となつて
います。社会の変化に対応して福祉に期待される
役割は拡大し、その内容も高度化、専門化してい
ます。当協会のサロン活動について、お互いの顔
を通して仕事ができるのは大変良いことであり、
今後の活動に期待するとともにさらなる連携を図

り、そし
て日ごろ

の介護事
業の運営
に際し、
御礼のお
言葉をい
ただきま
した。

議案に
つきまし
ては滞り
なく承認
されるとともに、会長につきましては、会則第
10条3項に基づき前会長のハビネスケア(株)
清水政和氏の任期満了により三恵苑在宅介護支
援センター宮本好彦氏が本年度の会長として各
役員、委員の承認いただくことができました。
そして平成20年度より協会において組織体制
の編成を行い新たな船出となりましたことをご
報告致します。



平成20年度 第1回全体研修

開催日 平成20年5月31日

開催場所 大宮ソニックスシティー 国際会議室

平成20年度総会終了後、講師 みる認知症・虐待・困難事例対
にケアタウン総合研究所 高室 応一をテーマに講演をしてい
成幸氏をお迎えし、『男の介 たいただきました。

護・女の介護 「性差」から 「虐待」「困難事例」の複雑化・

多様化を「5つの要因」に分
けて、要因毎に掘り下げて説
明されました。ポイントは以
下のとおりです。

①家族の「2つの性質」がも
たらす要因

・家族には、「大人になるま
で育った家族」と「大人



③「介護のストレス」がもたらす要因

本人（介護者）の自分や周囲への「思い込み」や、不安や不満の「抱え込み」により、「介護ストレス関連症候群」に陥ってしまう。

ひたむきな介護をする人や完璧主義的に介護をするような、ある意味「自分中心的」な方は、極度の心身疲労や自己否定等の「燃え尽き」を経験しやすい性格といえる。

④「個人の資質」がもたらす要因

・「共依存状態」「極度のストレス」「介護をしている自分が好き」「暴力的傾向」等の「個人の資質・傾向」に、

「介護の知識・技術がない」

「認知症ケアの知識」が無い事がプラスされると：虐待的状况になりやすい。

※介護のプロから家族に介護のノウハウを伝えるべき！

⑤「個人の性差」がもたらす要因

本人・介護者

・男の「介護」の「3大ストレス」は、「炊事」「裁縫」「家の管理」である。

※「炊事」は年間で1000回以上！料理の仕方などを伝えるべき！

・「家族」「しがらみ」「義務」「責任」という4つの要因が、オトコの介護を

「逃げ場」「やり場」の無い状態に追い込んでしまう。

・女性と比べると男性は、「我慢の美学」を持っており、黙りこんでしまう事が多い。また、メンツを重要視する傾向があり「顔をたててくれないと動けない」という特徴がある。

・「多様な介護スタイル」に潜んでいる「虐待の芽」「困難事例」を予知予見する

・「同居介護」に潜む虐待の芽↓「閉鎖的」「家族の疲れの慢性化・共倒れの危険」「家族に負担が集中する」

・「実家で息子による介護」に潜む虐待の芽↓「閉鎖

的」「仕事と介護で疲れが慢性化」「家事が特にストレス」

※息子が離婚や失職で実家にいる場合。

・「老夫による妻の介護」に潜む虐待の芽↓「スパルタ介護」「家事がストレス」「介護の孤立化」

・「認知症高齢者介護」の「見えない負担」↓「会話がなりたない」「やりきれなさ」「親子の逆バランス」「嫉による体罰」↓やり場のない徒労感を生み出す。

・以上のような「虐待の芽」に注意しながら、虐待が生じてしまうリスクを予知予見しておく事が重要！

尚、虐待の現象は「身体的虐待」「心理的虐待」「情緒的虐待」「経済的虐待」「性的虐待」「劣悪な環境的虐待」の6種類である。

※本人にとって1番ツライのは「邪魔者扱いされて無視される↓情緒的虐待」

・虐待の発見が遅れる原因は：

1. 家の恥と思う事や子供や配偶者をかばい：「本人が隠したがる！」

2. 介護者が虐待をしているという：「自覚がない！」

3. 介護者の介護に関する知識等の：「認識不足！」

「抑止力のない家庭内虐待」へと発展していく：

※ヘルパーがササツと出来る事が家族にも出来るとは限らない！

↓介護の仕方等を家族に伝えるのが大事！

虐待や困難事例が発生してから慌てるのではなく、家族の性質や性差、介護のスタイル等から虐待のリスクを予知予見して対応したり、家族に家事や介護技術を伝達していく事の重要さが確認できた研修でした。

※やはり、全ての基本は「しっかりアセスメント」という事でしようか。

②「家族の歪み」がもたらす要因

・子供にとって家族（親子関係）は「やめられない」「選べない」という二つの性質がある。

・家族の「4つの機能」は、「子育て・教育」「衣・食・住」「心の安定」「看護・介護」

・家族「歪み」の3つの視点は、「育った家族の歪み」「育てた家族の歪み」「家庭内暴力・共依存」である。

※「歪み」があっても、家族を「やめられない」「選べない」

「選べない」

さいたま市介護支援専門員協会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会の名称は、さいたま市介護支援専門員協会とする。

(目的)

第2条 本会は、介護支援専門員の資質の向上と介護支援専門員間のネットワーク化を図ることにより、介護支援業務の円滑な推進に資することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 介護支援専門員の専門的知識及び技術の向上に関すること。
- (2) 介護支援専門員間のネットワークの構築に関すること。
- (3) 介護支援専門員の業務を遂行するうえで必要となる情報の収集と提供に関すること。
- (4) 上記に掲げるもののほか目的を達成するために必要なこと。

第2章 会員

(会員及び賛助会員)

第4条 本会は会員及び賛助会員（以下「会員等」という。）をもって構成する。

2 会員は、次に掲げるものであって第2条の目的

に賛同する者とする。

- (1) さいたま市に住所または勤務先を有する介護支援専門員実務研修受講試験合格者であって、実務研修を終了している者。または入会年度内に実務研修を終了する見込みの者
- (2) その他本会が特に入会を認めた介護支援専門員。

3 賛助会員は、次に掲げるものであって第2条に掲げる目的に賛同する者とする。

- (1) 企業・民間業者等の団体組織に所属する個人
- (2) 学識経験者
- (3) その他本会が入会を認めた者

(入会)

第5条 本会に入会を希望する者は、会費を添えて入会申込書を本部事務局に提出し、役員会の承認を得なければならない。

2 入会申込書による登録事項に変更があった場合には、本部事務局に書面により届け出なければならない。

(会費)

第6条 会員は会費を納入しなければならない。

2 会員の会費の額は、1人年額5,000円とする。ただし、年度後期（10月1日以降）入会者は2,500円とする。

3 賛助会員の会費の額は、1人年額5,000円とする。ただし、年度後期（10月1日以降）に入会した場合についても同額とする。

4 会費の納入方法は、指定の口座振込みとする。

(退会)

第7条 会員等は、退会しようとするときは、本部

事務局に書面によりその旨の申し出を行い届けなければならない。

2 会員等が死亡したときは、退会したものとみなす。

3 正当な理由がなく前条に規定する会費を1年以上納入しなかったとき。

(除名)

第8条 会員等が次の各号のいずれかに該当するときは、会長は、役員会の協議を経て、本会から除名することができる。ただし、その場合には、当該会員に対して弁明の機会を与えなければならない。

(1) 本会の運営に著しい支障を与えた場合

(2) 本会の名誉を著しく傷つけ、又は会則及び倫理に反する重大な行為のあった場合

(抛出品の不返還)

第9条 退会し、又は除名された会員等が既に納入した会費、その他抛出品は返還しない。

第3章 組織

(役員)

第10条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 研修委員長 1名
- (5) 広報委員長 1名
- (6) 地区幹事長 2名

2 本会の役員は、会長、副会長、事務局長、研修

委員長、広報委員長、地区幹事長とし、総会において会員の中から選出する。

3 会長は役員会で選出し総会で承認する。

4 副会長、事務局長、研修委員長、広報委員長、地区幹事長は会長が指名し、総会で承認する。

5 監事は2名とし、総会において役員以外から選出する。

(職務)

第11条 会長は本会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長が不在の時、会長に事故がある時、会長が欠けた時は、その職務の代行を行う。この場合において、職務を代行する副会長は、あらかじめ会長が指名するものとする。

3 事務局長は、本会の運営業務を遂行する。

4 役員は、役員会を構成し、会務の執行を決定する。

さらに、役員のうち、第10条1項の(1)から(6)については、執行部を組織して、運営の中枢となる。

5 研修委員長は、研修副委員長と研修委員会を構成して、地区幹事長と連携をはかり、研修計画、研修会の開催、講師依頼の調整等を行う。また、各区より研修会の開催希望があった場合、副研修委員長と地区幹事長と協議の上、研修計画の調整及び把握に努める。

6 広報委員長は、広報副委員長と広報委員会を構成して、地区幹事長と連携をはかると共に各区広報委員からの各区の活動状況を把握して、広報誌の発行、協会の普及・PR活動に努める。

7 地区幹事長は、北地区幹事長【西区・北区・大宮区・見沼区・岩槻区担当】・南地区幹事長【中央区・桜区・

浦和区・南区・緑区担当】を置き、担当各区の統轄を行い、活動の把握に努める。また、役員として、他の役員に担当区の活動内容の説明や報告を行うと共に各区の幹事に対して地区幹事長として、研修計画や各区内の会員の交流活動等の把握に努める。

8 各区の代表幹事は、副幹事と連携をして各区の活動の中心となる。区内で活動を行う際は、活動計画の企画や調整を行い、地区幹事長に相談、報告を行うと共に区内の会員へ連絡を行う。但し、区内の会員の規模や代表幹事・副幹事のみで円滑な活動が難しい場合は、代表幹事の判断で区内の活動に協力できる会員を指名して、協力を依頼することが出来る。その際には、地区幹事長に事前に報告し了解を得ることとする。

9 監事は、本会の会計及び業務の執行を監査する。

(任期)

第12条 役員の任期は、1年とする。ただし補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任することができる。

3 役員は、辞任した場合または任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第13条 役員が、次の各号のいずれかに該当するときは、任期の途中であっても総会の評決により解任することができる。

- (1) 心身の故障等のため職務の執行に耐えられないと認められるとき
- (2) 役員としてふさわしくない行為があると認め

られるとき

(補助組織の設置等)

第14条 会長は、役員会の承認を得て、委員会、専門部会等の補助組織を設置することができる。

(事務局)

第15条 本会の事務局は、さいたま市大宮区下町3丁目8番3号 財団法人さいたま市在宅ケアサービス公社内に置く。

(顧問)

第16条 本会に専門的な知識のサポートを目的に顧問を置くことができる。

2 顧問は、会員以外の者を充てることができる。

3 顧問は、学識経験者、保健・医療・福祉経験者等、本会の運営に指導・助言者として貢献することとして、役員会において役員の承認のもと決定する。

第4章 会議

(種別及び構成)

第17条 本会の会議は、総会及び役員会とし、総会は通常総会及び臨時総会とする。

2 総会は、会員をもって構成し、役員会は、役員をもって構成する。

(権能)

第18条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画に関する事項
- (2) 予算及び決算に関する事項
- (3) 会則の改正に関する事項
- (4) その他、本会の円滑な運営に関する重要な事項

2 役員会は、次の事項を協議執行する。

(1) 総会に付議する事項

(2) 総会において議決した事項の執行に関すること

(3) その他、本会の円滑な運営に関する事項

(召集及び開催)

第19条 総会の会議は、会長が召集する。

2 総会を召集するには、会員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して文書をもって通知する。

3 通常総会は、毎年1回開催する。

4 臨時総会は、役員会が必要と認めたとき、又は総会員の4分の1以上の者から会議の目的たる事項を示して請求があつたとき開催する。

5 役員会は、必要などき随時開催する。

(客足数及び議決条件)

第20条 会議は、総会においては会員、役員会においては役員のそれぞれ2分の1以上の出席によって成立し、出席者の過半数の同意をもって議決する。但し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

2 会議の議長は、その会議に出席した会員等の中から選出する。

3 やむをえない理由により総会に出席できない会員は、予め通知された会議の付議事項について、書面をもって表決することができる。この場合は、前項の適用において出席したものとみなす。

第5章 会計

(経費)

第21条 本会の経費は、会費、寄付金その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第22条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(決算)

第23条 本会の収支は、毎年度、監事の監査を経て、総会の承認を得るものとする。

第6章 個人情報保護に対する取扱い

(個人情報保護の取扱い)

第24条 本会は会員の個人情報保護に関し、以下にあげる事項について、会員が本会に入会している期間および本会を退会した後も第三者に対して個人情報の開示、提供または漏洩のないよう適正かつ適切な取扱いを行なう。

(1) 会員個人の自宅の住所、電話番号、FAX番号等

(2) 会員からの申し出による所属事業所名及び住所、電話番号、FAX番号等

第7章 会則の変更及び委任

(会則の変更)

第25条 この会則を改正するときは、役員会の発議により、総会において議決しなければならない。

(委任)

第26条 この会則に定めるもののほか、この会則の施行について必要な事項は、役員会の協議を経て、別に定める。

附則

1 この会則は、平成15年6月14日から施行し、平成15年4月1日から適用とする。

2 この会則の施行日以後、最初に選任された役員の任期は、第12条第1項の規定にかかわらず、平成16年3月31日までとする。

附則

1 この会則は、平成16年6月19日から施行し、平成16年4月1日から適用とする。

附則

1 この会則は、平成17年6月18日から施行し、平成17年4月1日から適用とする。

附則

1 この会則は、平成18年5月28日から施行し、平成18年4月1日から適用とする。

平成 20 年度
さいたま市介護支援専門員協会【年間事業計画】

月	全体・執行部主催研修 内 容 (協賛研修含む)	北・南地区活動 内 容	施設ケアマネ研修 内 容	研修委員会 広報委員会	役員会	備 考
4 月					執行部会 役員会	
5 月	通常総会 (全体研修) 基調講演			広報委員会 研修委員会 施設ケアマネ委員会	執行部会 役員会	
6 月		ケアマネサロン	施設ケアマネ研修	広報委員会 研修委員会 施設ケアマネ委員会	執行部会 役員会	
7 月	全体(接遇)研修			広報委員会 研修委員会	執行部会 役員会	
8 月				広報委員会 研修委員会	執行部会 役員会	
9 月			施設ケアマネ研修	広報委員会 研修委員会 施設ケアマネ委員会	執行部会 役員会	
10 月				広報委員会 研修委員会 施設ケアマネ委員会	執行部会 役員会	
11 月	全体(医療)研修			広報委員会 研修委員会	執行部会 役員会	
12 月			施設ケアマネ研修	広報委員会 研修委員会 施設ケアマネ委員会	執行部会 役員会	
1 月	行政交流会			広報委員会 研修委員会 施設ケアマネ委員会	執行部会 役員会	
2 月				広報委員会 研修委員会 施設ケアマネ委員会	執行部会 役員会	
3 月	行政説明会		施設ケアマネ研修	広報委員会 研修委員会 施設ケアマネ委員会	執行部会 役員会	

ン活動企画の一環として、役立ててください☆

聞こえとコミュニケーション障害

1 / 3が難聴

65歳以上の1 / 3の方が難聴であると言われています。

難聴は少しずつ進んでしまうため、実際には10%くらいの方しか、自覚がありません。そのため、聞き返が多い・呼んでも気付かないなど、周りの方が難聴のサインに気付いて早めに対応する事が大切です。

老人性難聴と認知症

「聞こえが悪い事に気付かない。」「年のせいだと諦めてしまう。」事で難聴を放置してしまうと、他者とのコミュニケーションがうまくいかず、次第に閉じこもりがちになり、鬱や認知症の原因になると言われています。

現在の補聴器

しばらく前までは「雑音がうるさい」と使いづらかった補聴器も、にぎやかな所では自動的に雑音をおさえ、声を聞きやすくする機能がついてからは、とても使い心地が良くなりました。さらに小さく目立たず、こもり感も少ない新型の補聴器は、今まで聞こえづらさを我慢していた軽度の方にも人気が高いです。

ベルクリアの社会活動

ベルクリアでは聞こえづらいご本人、介護に携わっている方々に難聴に対する理解・関心を深めていただけるように、スライドを使った勉強会を開催しております。

また、無料でご自宅や施設に訪問し、聴力測定や補聴器の試聴を行っております。補聴器や耳鼻科に通うのが困難な方に、非常に喜ばれております。

紙面の都合上、提供いただいた内容のごく一部のみ掲載いたしました。さらに詳しい内容にて講習会等をご希望の幹事さんは、下記の賛助会員さん宛てご連絡ください。各々30分程度の講習会を無料にて行っていただけるとのことです。

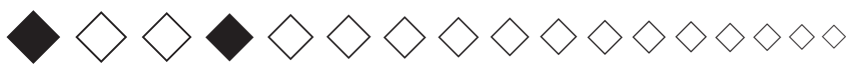
情報提供

『福祉用具のマメ知識＜ベッド編＞』

パラマウントベッド株式会社さいたま支店 錦 正道（賛助会員） 連絡先TEL 048-852-0707

『聞こえとコミュニケーション障害』

補聴器体感店ベルクリア 石橋 潤（賛助会員） 連絡先TEL 048-822-3214



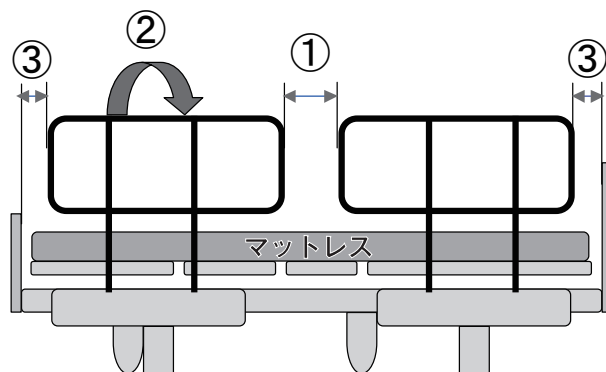
☆業務に役立つ情報として、各区で開催するサロ

◇ 福祉用具のマメ知識 <安全にご使用いただくために>

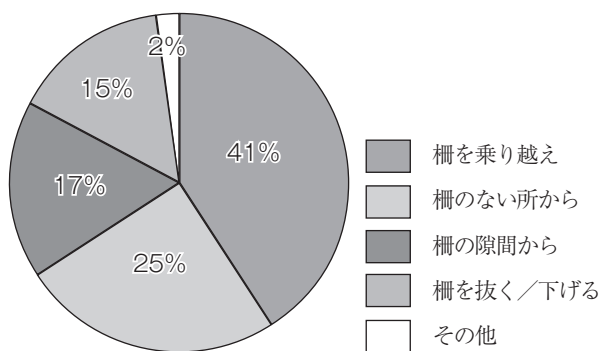
<ベッド編>

【問題】 ご利用者がベッドから転落してしまう場合
どこから落ちるケースが最も多いでしょうか？

- ①サイドレールの隙間から
- ②サイドレールを乗り越えて
- ③サイドレールのないところから

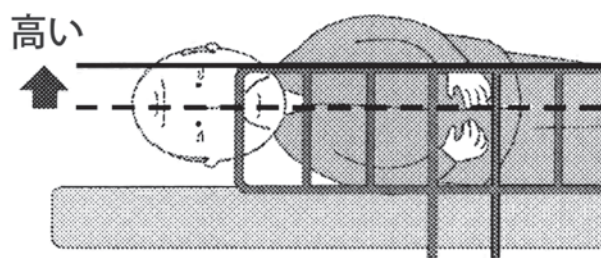


【答え】 ②サイドレールを乗り越えて
<ベッド周りの転落事例>



★ポイント 「サイドレールの高さに注意しましょう」
サイドレールの高さが低いと、サイドレールを乗り越えて転落する恐れがあります。

サイドレールは、ベッドご利用者が側臥位の寝姿勢をとったとき、身体の中心線（鼻とへそを結ぶ線）よりも上端が高いものを選びましょう！



データ A：医療安全対策ネットワーク整備事業（ヒヤリ・ハット事例収集等事業）

「重要事例情報」「医療用具／諸物品情報」より

データ B：平成 12 年度厚生労働科学研究補助金（医療技術評価総合研究事業）

「医療のリスクマネジメントシステム構築に関する研究」班（主任研究者：川村治子）の「転倒転落マップ」より

※サイドレールについての注意事項

サイドレールにはすき間があります。すき間に身体の一部がはさまれたり圧迫される可能性があり、身体の障害や生命にかかわる事故につながるおそれがありますので、十分にご注意ください。

ほのぼのさんぽ

孫のためなら頑張るさ！？

浦和しぶや苑 松本 幸司

梅雨の中休みがやたらと長くて、たまに張り切りまくる梅雨前線は、普段は全く何もしないくせに、突然、間が悪い時に家族サービスに張り切る世の中の旦那衆並み（自分含む）に迷惑極まりないモノだなあ…なんて考えてみたり、最近「かたつむり」見てないなあドコいっちゃったんだろ？なんて思ってみたり、相変わらず無駄な脳細胞の活用をしている…そんなある日の事。ガキンチョを連れて麒麟のロゴマークの某有名大型玩具店に行ってみた。

広い店内。たくさん買えよと言わんばかりの大きいカート。魂を揺るがすオモチャの数々。展示品に突撃、バラまくガキンチョ。ソレを引き離し、さりげなく陳列し直す親。泣くとみせかけて次の標的に突撃するガキンチョ…ソレはまさしく戦場！！

そんな戦いをカミさんにとっとと押し付けて、おそろく一生買ってくれないであろうゲーム機の画面を羨望の眼差しで見えていたら、カートよりシルバーカーが

似合う老夫婦がやってきた。

2人とも耳が遠いのかやたらと声がデカイので会話が丸聞こえ。どうやら孫の誕生日に「DS」のゲームソフトを買いにきたようだ。ジッチャンが自信をもって「コレだ！」と手にしたのは「PSⅢ」のソフト…訝しげなバッチャンの顔を顧みず、レジにむかって歩くジッチャンの背中が大きく見えた…。

確かに世の中は「横文字」「カタカナ」で溢れかえっていて、紛らわしいったらアリヤしない。足元のバリアフリーも結構だけど、表示のバリアフリーも必要なのかも？？

ジッチャーン！間違いなく「PSⅢ」の本体も買われるハメになりますよ～！！

孫は喜ぶと思うけどね☆

※戦いをとっとと放棄した夫に訪れた災難に関してはノーコメントとします…

あとがき

今年度、初めの広報誌には「会則」「年間事業計画」「役員名簿」を掲載させていただきました。目を通していただいた後も保存していただければ…と思います。

会長が新しくかわったのだから、広報誌も新しく…とは、なかなか急には難しいとは思いますが「読んでいただける広報誌」を目指して、頑張っていきます。

尚、今回の「インフォメーション」に記載させていただいたような、会員の皆様に周知したら良いのでは？という事がございましたら連絡をいただくと助かります！

事務局より

会員の住所・事業所等登録事項に変更があった場合や入会・退会希望の場合は事務局までご連絡下さい。

さいたま市介護支援専門員協会 事務局 野崎・西間木

(財)さいたま市在宅ケアサービス公社内

電話番号 048-645-7470

FAX 048-645-7500

リニューアルしたので見てくださ～い！！

ホームページ

<http://www.saitamashi-keamane.jp>